

退職手当支給条例の改正内容

1 雇用保険の受給資格要件の改正に伴う失業者の退職手当の受給資格要件の改正(第26条第1項から第15項)

(1) 内 容 失業者の退職手当の受給資格要件について、勤続期間が12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）あることとした。

※ 特定退職者とは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当し、退職票⑰欄 退職の事由欄1、3、4のいずれかに該当する者をいう。

(2) 施行日 平成19年10月1日

2 船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴う関係規定の改正（第26条第17項）

(1) 内 容 船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除した。

(2) 施行日 平成22年4月1日